

# 日本民俗社会における子ども研究

蓼 沼 康 子

1. 問題と方法
2. 日本民俗学における子ども研究
3. おわりに

## 1. 問題と方法

人間はある社会に生まれ落ち、成長を重ね、その社会で一人前と認められる存在になり、そしてさらに年齢をかさね、やがて死を迎える。人間の一生のいとなみが誕生から死へと進む過程であることは、すべての人間にいえることである。そして、我々はどの社会に生まれるかを選択することはできず、どの社会に生まれ落ちるかはまったくの偶然であるといえよう。ところが、人間はどの社会に生まれるかにより、その生涯はまったく異なったものになる。つまり、人間はその属する社会と関わりをもたずに生活することはできず、個人の一生もさまざまな点で社会から影響を受けながら、続けられていく。

ここでは、そのような人間の一生の中の初期の段階であり、すべての社会・時代に存在すると考えられる子どもという存在が、どのように取り上げられてきたかを、とくに日本社会を対象として考えていきたい。

それでは、子どもとはいかなる存在であるか。つまり、子どももそれだけでは存在することはできず、その属する社会の中でのみ子どもは成立するといってもよい。子どもを、あるいは子どもの時代をどのように規定するかは、その対極にある大人という存在とのかかわりによるものである。子ども時代という特定の期間を社会が認めるか、否かもその社会のもつ意識によるものがある。子どももある社会の中に存在することは明らかであるから、その社会の制度となんらかの形でかかわりをもつと考えられ、家族との関係、社会との関係の中で子どもの在り方を検討するべきものである。

柳田國男以来、日本民俗学をはじめとするさまざまな分野で続けられた日本社会の研究の中に、

子どもを取り上げたものも少なくない。とくに通過儀礼をあつかうことにより、日本社会の特質を明らかにしようとする試みは多くの人々によってなされており、その蓄積された成果は多大なものである。

ここでは、とくに子ども研究として取り上げられたものばかりではなく、日本社会の研究に影響を与えた柳田國男をはじめとする人々が、子どもという存在をどのようにとらえ、そこから何を探ろうとしたのかについて、検討を行ってみたい。ここで取り上げた人々はその方法論には独自のものをもち、日本社会の分析を違った角度からとらえたと考えられるものであり、したがってそこには必ずしも共通点を見出だすものではない。また、これらの研究によって、日本社会の子ども研究を網羅するものではなく、むしろここでは、子どもの研究を専門とはしていなかったと思われるものを、取り上げて検討を行ってみたい。

## 2. 日本民俗学における子ども研究

### ① 柳田國男の子ども観

柳田國男は、その著書の中に多くの子どもを取り上げている。『こども風土記』『村と学童』『小さき者の声』『社会と子供』などのように標題に子どもを扱ったものばかりでなく、その他の著書にも随所に子どもの存在を見ることができる。

毎日の平凡なる社会現象の中に、人を教へ又考えさせる貴とい知識の埋もれて居ることを認める<sup>2)</sup>。

柳田はその「平凡な社会現象」のひとつとして、児童や子どもを考えており、それは歴史を知るてがかりであると述べている。

柳田國男は二つの視点から子どもに注目し、子どもについての考察を行っていると考えられる。それは時期的にも1920年代、1930年代と柳田國男の関心の焦点に変化をみることができる。柳田國男が注目した第一の点は、子どもに関する行事や子どもの遊びの中に昔のおとなの信仰の世界を発見できるというものであり、おとながすでに行わなくなってしまった事柄が子どもの世界に残っていると考えたのである。

柳田國男は「児童の心持ちの中に昔のものが残っている」<sup>3)</sup>と述べ、子どもの中に民俗の過去を見ようとした。この点は1920年代に発表されたものの中に見られ、この様な観点を福田アジオは「子どもの役割と意義」と規定している<sup>4)</sup>。

たとえば、柳田國男は「かごめかごめ」という子どもの遊戯を取り上げ、次のように述べている。

やはり古い社会相の一つの写真が、ぼやけて今に残っているものとして珍重すべきです。

我々が昔何の心も付かずに、次の子どもに引渡して置いたこれらの遊戯は、こういうなつか

しい祖先の記念であったのです。詞などの地方によって相違のあるのも、何か隠れた意味がありそうです<sup>5)</sup>。

また、子どもと昔を結び付け、歴史を知るために子どもを理解しようとした。

小児が我々の未来であるとともに、一方にはまたなつかしい眼の前の歴史、保存せられている我々の過去でもあったことは、国内各地の言葉を比べてみると、自然に誰にでも気がつきます<sup>6)</sup>。

そして、その子どもが教えてくれる昔とは、信仰や神の存在であり、かつて大人が信仰していた事柄が信仰心の衰退によって行われなくなったのに対して、子どもが真似をしておこなうことで、遊戯化した遊びとして存続してきたという<sup>7)</sup>。

また、柳田國男は子どもが神事や祭礼に重要な役割を果たすことにも注目し、とくに神の代役としての社会的役割を担う存在として子どもをとらえようとした。そうした柳田國男の立場は、子どもの中に大人の昔を見て、歴史を知る手段としての子どもから子ども独自の意義を見出さそうとするものへと変化を見せたといえよう。

柳田國男の子どもへの第二の視点は、教育やしつけに関するものである。人間は子ども時代を過ごすことはあっても、生涯子どもでいることは許されず、いずれおとなに、一人前になっていかなければならない。そのためには、おとなの側からのほたらきかけである教育やしつけが子どもに対してなされていくことになる。いかなるものを一人前と認めるかは、それぞれの社会によって異なるものであるが、いずれの社会にあってもその社会が理想とする一人前の存在にするためにさまざまな教育を行っていくのである。柳田國男は学校教育に対する「村の教育」を取り上げ、それを日本社会における群の教育ととらえた。道徳教育とは家庭以外の団体の力が多く働いていた<sup>8)</sup>とし、家庭の中で主に生活していた子どももいずれ外の社会に引き渡され、そこで家族以外の人々により群の力による教育を受け、一人前のおとなになっていくのである。柳田國男は「笑いの教育」や諺のもつ重要性を指摘している。

柳田國男のこれらの考え方はそれ以後の日本民俗学をはじめとする子ども研究に多大な影響を与え、神に代わりてきたる存在としての子ども、日本社会における教育の特徴としての群の教育という考え方は、継承されてきたのである。

## ② 七つ前は神のうち

日本人の子ども観を端的にあらわすものとして、「七つ前は神のうち」ということがいわれている。日本民俗学においては、七歳までの幼児は神の管理下にある存在であること、そして七歳までの子どもはこの世では極めて不安定な存在で、むしろ他界にその靈魂は属していると理解されている。その不安定な七歳までの子どもを守るものとして、産神や氏神の存在が重要であるというのである。

では「七つ前は神のうち」にかかわることが、いつから言われ始めたかであるが、柳田國男が「七歳になるまでは子どもは神様だといっている地方があります」という短い報告を1924年に行っている<sup>9)</sup>。しかし、その後『先祖の話』が発表されるまで、柳田國男にはこの点に関しては、とくに記述がみられない。

『民間伝承』に能田多代子が行った「七つ前は神様」という報告が、このような表現としては最初であると言われている。

青森県五戸地方では男女とも七つ前をさう云う。日常第一番に神仏に供物をする食物を、幼児のただこねて先きに食べるとときかぬ時などは、矢張り云って、仕方ないから呉れる。而して其七つ前に死亡した場合は、男女とも紫色の衣を着せ（或いは青年期の未婚者に着せる風もある）、口にホシカ鱈（ごまめ）を一つくはへさせて埋葬する風がある<sup>10)</sup>。

次に「七つ前は神のうち」という短信が、やはり『民間伝承』に掲載されたのは大間知篤三によってであった。大間知篤三は能田多代子の報告をうけて、次のように述べている。

前号の能田多代子さんの「七つ前は神様」で思ひでしたが、常陸多賀郡高岡村では「七つ前は神のうち」という。七つ以下の子どもの場合は、大人なら神様に対して不敬になるようなことでも不敬にならないという意味だと謂っていた。また七つ前の子どもの死んだら、近い過去まで縁の下へ埋めたと聞いた<sup>11)</sup>。

以上二つの報告においては、この「七つ前は神のうち」というのは、七歳までの子どもは大人とは異なる存在であり、大人とは行動範囲が異なるものであることを述べていると考えられる。それは、現在日本民俗学において理解されている「七つ前は神のうち」の意味とは多少のくいちがいをみることができよう。では、七歳までの子どもは不安定な存在であるとか、子どもは神様であるとかいった解釈が行われるようになったのはいつからであろうか。それは柳田國男が後に『先祖の話』の中で、「生まれ変わり」について述べてからである。幼くして亡くなった魂は貴重なものであり、早く再びこの世に生まれ変わるようにと、なるべく近いところに埋葬した<sup>12)</sup>、と述べ、その後「七歳」が人生の一つの区切りとされ、それ以前の子どもをより神に近い存在であるという考え方が広まったといえよう。

では、大間知篤三は子どもをどのように扱っていたのであろうか。大間知篤三は人間が一生を送る上で通過しなければならない段階の中で、誕生、成年、婚姻、死亡の四段階が最も重要である、と述べている<sup>13)</sup>。

その中の「誕生」に際しては、産の忌み、名付け・仮親、出産場所、嬰兒殺しを取り上げその意味に言及している。つまり大間知篤三は、成育にともなう儀礼に着目し、成育儀礼は新しく誕生した子どもを、その社会における一人前にするために行うものである、とした。

大間知篤三も1958年の「生と死と子供」においては、子どもは弱いものだから、育てるのに親がいろいろと苦勞を重ねなければならないことは今も昔も変わらない<sup>14)</sup>とし、子どもを弱い存在

ととらえている。大間知篤三の考える子どもの弱さとは、その魂が今だ不安定で、肉体から離脱しがちなものであり、外からの悪霊により略奪されやすいことである。したがって子どもを無事育てるためには、呪術宗教的な試みを行い、神々の加護を願ったものである。また一方で、子どもの成長を多くの人々の合力に頼ったものであり、端的な例としては擬制的親子関係の締結を行ってきたという。とくに仮親をとる時期は人生の中で重要な意味をもつ時期であり、出生から幼年期、成年式から婚姻の期間に多くみられるとしている。また、大間知篤三は子どもの葬送にもふれ、その埋葬の方法には死児の魂が再び肉体を得て、その家へもどり来ることを期待した形でおこなわれていると述べている。

以上が「七つ前は神のうち」という表現に比較的早く着目した大間知篤三の子どもの扱い方であるが、それは人間の一生という過程の中で子どもという存在・時期に注目したものであり、多くの人々との関わりの中で生涯を送る人間という視点からの分析であるといえよう。

### ③ 村里の教育

次に宮本常一による「村里の教育」を取り上げることとする。これは、『郷土研究講座5』として1958年に書かれたものである。

宮本常一は、人間のもつ特色として知識や経験を累積してゆくことができ、つまり人間が意図するところが次の世代に伝えられる、教育という作業は、人間を社会が必要とするようなタイプに育てあげることから始めるものであり、社会とは個々の生命が減びても存続し続けるものである、という。そこで、村における教育とは生活技術の伝承をいい、それは一つには若い人に社会的存在としての性格をうえつけることであり、また生きていくための方法・手段を身につけさせていくことである。教育という作業を通じて、次の世代に人間の意図するところを伝えていくわけであるが、そこには人間のみがもつ言葉の果たす役割が大きい。また、さらに文字をもつことによりそのことは大きく発展したといえよう。しかし、教育は文字と言葉を武器としてすすめられるが、村里の多くの農民は文字をもっておらず、そのことが村里の教育を考えていく上で重要な点であると宮本常一は指摘する。

村は群生活の場であるとし、群はある一定の大きさを必要とするものであり、群がある種の連合体をつくり、群をなすことにより社会保障の機能も果たされていた。また、かつての農村は自村の家を増やすことは困難であったために、ひとつの親村を中心としていくつかの枝村が存在し、あるいは同等の村々との間に助け合い制度が成立していた。そのような村の中で生活をしていくためには、村の道徳律を村の成員たちが学びとっていく必要がある。人間には群を守る公生活・社会生活と、個人を守る私生活の部分とが存在し、双方において教育はなされるべきものである。公的生活の部分にあっては、とくに群を維持していくために、秀でた存在を抹殺していく必要があったというのである。

村の生活を維持していくためには、さまざまなことを次の世代に伝承していかなければならないが、その際には口頭による伝承と文字による伝承とがあり、かつては多くを暗記することにより伝承が行われていた。また、言葉を覚えること自体が村の道徳を身につけることにもなっていた。宮本常一はシツケを、実践を通して生き方を一つの型として身につけてゆくことだと述べ、「躰」という漢字は日本独自のもので、日本の庶民社会におけるシツケという感覚は、中国の文字をもつ社会にはなかった、と指摘している。「三つ子の魂六十まで」などともいわれ、シツケとは理由を知ることよりも従うことであり、幼児期のシツケは家族や子守に任されていた。たとえば食事の場は重要なシツケの場であり、座順や作法を学んだという。そして、伝承が正しく行われるためには、あとから来る者の忠実な受け継ぎが必要とされ、したがって「よく言う事をきく子」がよい子であった。

そして、シツケのよい村人というものが理想の人間の姿であり、それはその社会における共通感覚を会得した、動作にそつがない人をさしていた。また、そこでは対人的な重要なモラルとして「恥」と「義理」が存在し、健全な村人とは「恥をかかず、不義理をしない人」をいったのである。村という社会は個人に対して一人前の村人になることを要求し、村人として生きることがまた個人として生きることであったのが村社会である。そこでの一人前の基準は技術・労働・社会的地位・祭祀などにおけるものであり、さまざまな基準が存在した。子どもたちは元服を行ったり、宮座組織に加わったりすることで社会から一人前と認められたのである。

村里の教育の目標は完成された一人前の人間をつくることであるが、社会生活にみる一人前とは社会人として調和のとれた人をさしていた。そのような人間を作り上げるために、子どもの教育をできる限り世人に任せるという方法がとられた。子どもをむしろ親の管理から解放し、子ども組や若者組に加入させ、そこで村人としての秩序や礼儀を学ばせたのである。また、一方で元服親やカネツケ親といった親方・仮親をとることも行われており、親は子どもを他人にまかせることにより、村人としての教育を完成しようとしていたと考えられる。

このような村里の教育は文字を使用しないところで続けられていた。その村里の教育と対するところに文字教育が存在するといえよう。かつては村内では文字は必要とはされず、村間の交渉や農民とそれ以外の人々との交渉の際に、文字が必要とされたという。つまり、契約のしるしとして文字が必要とされ、商業の発達や政治改革により文字を通しての人と人との結び付きが生まれた。文字教育は従来の村人のシツケとは異なったものであったが、しかし学校の普及により<sup>15)</sup>、学校教育が目標としたものは、国家の要求する教養を国民にうえつけることであり、そしてそれは庶民が子どもに要求するものとの間に差を生じさせ、村人たちはその狭間で苦しんでいたという。

宮本常一は、決して学校教育・文字による教育を否定するものではない。ただし我々が受ける教育というところとそれらのものを考えがちであるが、我々が子どもから大人になる、その社会

が一人前と認める成員になるためにはいわゆる「村里の教育」の果たしてきた役割は大きいと指摘するのである。そして、宮本常一は、人間は自らの生まれた社会の中でその社会が要求するような人間にできあがるよう、その成長の過程にあってはさまざまな形でのはたらきかけがおこなわれているという点から、子どもあるいは子どもの時代を考えていたといえよう。

#### ④ 捨子の話

有賀喜左衛門は1932年8月24日の『東日』に掲載された捨子の記事から、日本社会において捨子がいかに扱われているかについて言及をおこなっており、さらにそこから子どもといわれるものの在り方を記しているので、ここで取り上げてみたい<sup>16)</sup>。記事によると河田町に捨子があり、その子は当時の商相邸に連れていかれ、警察に届けられ、そして女子医専附属病院に委託された、というものである。当時、捨子は警察が最も手をやくものとされ、また捨子が決して昔話ではないことが示されている。

当時の刑法によると、扶養すべきもの遺棄について、子が親を遺棄した場合には5か月から7年の刑罰、親が子を遺棄した場合には3か月から5年の刑罰とその間には違いが生じていた。つまり、親が子を遺棄した場合の方がその罪は軽いと考えられていたことになる。さらに、徳川時代はその差が激しかったという。つまり、尊属が卑属に加害した場合は、その逆の場合より罪状は軽かった。

もちろん捨子は徳川時代にも禁止されており、捨子を行った親は所払いになった。しかし、貧窮や乳養が不可能と考えられる場合には酌量され、親不孝を行った場合とは比較にならないほど罪は軽かったという。親権の絶対性が認められていた旧社会にあつては、子を扶養する義務は著しく弱いものであったという。しかし、それは親の愛情という点に関していえば、たとえ捨子をしたとしてもそれは親の愛情がないということではなかったという。そこで、有賀喜左衛門は旧社会にあつては、社会機構の中に捨子を受け入れる余地が存在し、したがって捨子をするということは、不要なものを棄てるのとは異なり、自分にかわって子どもを養う親を見つける手段として捨子が行われていたというのである。そのように考えると、養子も捨子の一種ではないかという。かつての農村にあつて次男・三男の分家は比較的まれであり、次三男は養子や年季奉公にだされた。養子でも跡取り養子の場合は一軒前であり、それは養子の理想の形であった。しかし、もらい子といわれるものは戸籍上実子である場合も、単なる同居人である場合もあったが、その主たる目的は家の働き手としての意味である。そのようなもらい子も子方を多くしたために、分家させたり、その家から婚出させたりしている。自分にかわって子どもを扶養してくれる者を探すことを捨子として規定した場合、確かに養子もその一種と考えられる。しかし、捨子と養子との相違は、捨子の場合には親としての権利は完全に放棄すべきものであり、親であると名乗りでることはできず、極めて幼少の頃に棄てられるため子どもの方は実の親を知らない点である。

また、次・三男は年季奉公に出されることも多かったが、その奉公にでることも捨子とその趣旨は変わらないと有賀喜左衛門は規定する。つまり、奉公にでるということはその家の主人の子分になることで、実の親のもとにあった子どもの生殺与奪の権利が親から主人へと移行したものととらえる。奉公に出た者は、その年季があけても主人のもとに居着くことも多く、そこでは主人と奉公人との間に親子という身分関係が結ばれることになり、その点は養子や捨子との共通点であるとしている。加えて、かつては多く行われていた身売りにも捨子との共通点を見出だすことができるという。

そこで、有賀喜左衛門は捨子は拾われることを前提とした行為と考え、その捨てられた子どもを受け入れる側について考察を進める。かつての日本社会には、捨子が収容される余地として、外からの労働力を受け入れる家が存在した。農村の場合には親方・地親・地頭・大家など、漁村には網元、商家には大店というような家が存在し、そこには労働力提供者としての捨子を収容する余地があり、捨子と養い親の間には心持ちでは分家とあまり違わぬような、密接な関係が成立していた。

そのように捨子を受け入れる家の背景には、経済的根拠としての土地所有が存在し、土地の所有者である親方と土地を所有しない労働者提供者である子方との間に身分関係が結ばれ、それは親方による子方の統制という形をとった。それはつまりは、村内各戸による別個の生計とは別に農業経営の単位としての村落が存在し、ある意味では村落全体が大家族のような様相を呈していた。

次に有賀喜左衛門は捨子と養い親との関係について考察をしている。人は一人で誕生するものではなく、そこには生みの親子関係が存在してはいるが、加えてその関係を社会的に承認させるための手続きが必要となる。そこで初めて、誕生した子どもの社会関係における身分が決定されるのである。そのために、人々は生みの親子関係の他に仮親をとる慣習をもつ。産婆、子守、名付け親、元服親、婚姻に関する親など、さまざまな擬制的親子関係を結ぶのである。これらの親方子方関係は個人間の関係ではなく、むしろ家同士の関係として成立していたという。

さらに、地主と小作の関係についても、小作を作子などと称するようにそこには親方子方関係を見ることができると指摘するのである。作子である小作は親方に対して労力奉仕を行い、一方地主は小作の冠婚葬祭の折りにも特別の役割を果たす。つまり、地主小作の関係は単なる「土地を占有するものと有せざるものとの内部関係ではない」のである。土地の借用に関しても、とくに契約を行うわけではなく、そこには世代を越えた地主小作の関係が成立していた。それは親子という身分関係の結合であり、小作には子方としての地位の安全保証が成立していた。つまり、小作は子方たる作人であり、彼等は作子、名子、庭子などと呼ばれ、小作人たちによる完全な独立生計は存在せず、親方と大家族を形成していたことになる。

また、日本社会にあって外来者を受容する場合にも、親子関係に似たものの成立が見られた。



外部からの労力の補充を必要としていた家であって、よそものを内部に取り込む場合に、外来者を子方として受入れ、親方の権威の下におくことが行われた。親方子方関係の成立は、親方からの魂の分与を意味し、それは子方の親方への絶対的な隷属関係を成立させ、つまりいわゆる親子という関係によって結び付けられていったのである。

そして、捨子が減少する状況は大家が減少し、子方の完全な身分保証が可能な親方の減少によるものであり、さらに各戸での家長権が成立したことによるものであるという。土地は自分一家のために使用するものとなり、したがって経営規模が縮小され、子どもの扶養への親の義務感が確立し、次男・三男の自活が可能な社会は、捨子を収容する余地をもっていた社会とは質の異なるものといえよう。

以上のように有賀喜左衛門は、養子や年季奉公と捨子がまったく異質なものであることを指摘し、社会が子どもという存在ををいかにとらえているか、そしてさらに日本社会における子どもという観念がいかなるものかの分析を行ったといえよう。

### 3. おわりに

以上見てきたように、日本民俗学においてはさまざまな形で子どもが取り上げられてきた。柳田國男は、子どもの遊びや行事の中に大人の昔を見出し、歴史を知る手段としての子どもを描いた。また、別な視点として教育やしつけの対象としての子どもを描き、そこに日本独自の「群の教育」を重ね合わせた。そして、今日まで日本の子ども観を代表するものとされている「七つ前は神のうち」の意味を、七歳までの子どもは神の管理下にあり、そしてその子どもたちの靈魂は今だ他界に属する極めて不安定な存在であると理解させたのも柳田國男である。

しかし、同じ「七つ前は神のうち」という表現を大間知篤三は、おとなの世界とは異なる子どもの世界が存在するという理解を行った。おとなであれば不敬とされるような行為も、子どもであるがゆえに許され、周囲の暖かい眼に見守られるという。そして大間知篤三は、子どもの成育を一人前のおとなへの過程としてとらえ、そこに見られるおとなからのさまざまなはたらきかけに注目した。

また、『日本の子供たち』を記した宮本常一は、村里の教育の重要性を取り上げ、文字教育・学校教育とは別な形での教育として伝統的に日本社会に存在してきた村里の教育の在り方を示した。それは柳田國男の言う「群の教育」の意も含まれ、村里の教育の目的はシツケのよい村人をつくることであったという。シツケのよい村人とは村社会が望む人間の姿であった。社会は個人を越えて存在し続けるものであり、その存続を可能にするのは社会が理想とする、あるいは要求する人間の形成であり、さまざまな事象の次世代への伝承であるとする。つまり、人間には個人を守るの私生活と群を守る公的な生活とが存在するが、決して私生活のみで生活できるわけはな

く、とりわけ伝統的な日本社会にあっては社会の成員としての部分が重要であったといえよう。

有賀喜左衛門はさらに、日本社会での「子」のもつ意味に注目し、親子という関係の中に日本社会の特徴を見出だした。日本社会にあっては、いわゆる生物学的な親子関係ばかりではなく、社会関係の締結の折りに親子という関係を用いてきたという。拾われることを前提とした捨子の問題から、新しい養い親と捨子との関係に代表されるように、親子関係と称する関係を成立させることによりその関係を安定したものにしてきたという。つまり、有賀喜左衛門は社会のある部分を構成する子どもの在り方から、日本社会の構造を知ろうとしたといえよう。

この他に日本民俗学における子ども研究は、産育・成育儀礼を通過儀礼としてとらえ、それらと神との関係、さらに成長過程におけるしつけの問題を取り扱ってきた<sup>17)</sup>。また、親や家族のもとから離れた子どもたちを「子供組」という視点から取り上げたものも多い<sup>18)</sup>。そして、「子どもの民俗学」というものが近年提唱され、そこではこれまでの子ども研究は、柳田國男をはじめとして子ども独自の姿を見るのではなく、子どもを通した大人の発見であったという<sup>19)</sup>。したがって本来の意味での子ども研究が今後の課題であるとする。

それでは子ども自体の研究とはいかなるものをいうのであろうか。たしかに子どもの視点にたち、子ども自体のもつ民俗の把握という分析も必要であろう。しかし、子どもも決してそれだけで存在しているわけではなく、有賀喜左衛門が行ったように子どもをいかなる存在とその社会がとらえるかから社会の姿を見ることも決して無意味ではない。今後の子ども研究の可能性として、子どもとは何かをより多くの視点からみていく必要があるのではないだろうか。

〔注〕

- 1) アリエス, P.『子どもの誕生』によれば、中世以前のヨーロッパ社会にあっては、子どもの存在そのものが認められていなかった。
- 2) 柳田國男『産育習俗語彙』序
- 3) 柳田國男『民間伝承論』
- 4) 福田アジオ「民俗学と子ども研究」『国立歴史民俗博物館研究報告 54』1993
- 5) 柳田國男『小さき者の声』1933
- 6) 柳田國男『子供と言葉』
- 7) 福田 前掲書
- 8) 柳田國男「郷土研究と郷土教育」1933
- 9) 柳田國男「神に代わりて来る」1924
- 10) 能田多代子「七つ前は神様」『民間伝承』3巻3号 1937
- 11) 大間知篤三「七つ前は神のうち」『民間伝承』3巻4号 1937
- 12) 柳田國男『先祖の話』1945
- 13) 大間知篤三「冠婚葬祭の話」『日本民俗学研究』1935
- 14) 大間知篤三「生と死と子供」『統計』1958

この他に大間知篤三による子どもに関する著書は「親方子方」(『山村生活調査第一報告書 1935),

- 「出産、その前後」(『民間伝承』20巻9号 1956) など。
- 15) 1906年における就学率はすでに96.49%を占めている。
- 16) 有賀喜左衛門「捨子の話」『法律新聞』1933  
昭和8年1月末より翌年2月末にかけて『法律新聞』に分載されたもの
- 17) 大藤 ゆき『児やらい』1944など
- 18) 柳田 國男「生と死と食物」『食物と心臓』  
瀬川 清子「子供組」『山村生活の研究』1937  
「子供組」『若者と娘をめぐる民俗』1972  
高橋文太郎「下野古里村に於ける子供組行事」『民族学研究』2—3 1936  
竹内 利美『アテックミュージアム彙報第二 小学生の調べたる上伊那郡川島村郷土誌』1934  
『アテックミュージアム彙報第五一 信州東筑摩郡本郷村に於ける子供の集団生活』  
1941  
関 敬吾「年齢集団」『日本民俗学体系』3 1958  
福田アジオ「子供組」『子供組—フォークロアの眼4—』1977
- 19) 福田 前掲書など